

大田原市障害者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項に基づき、地域生活支援事業として、大田原市障害者相談支援事業(以下「事業」という。)の実施に關し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大田原市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められる法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)及びその家族又は親族(以下「家族等」という。)とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 特別相談支援事業
- (3) 住宅入居等支援事業

(相談支援事業)

第5条 相談支援事業は、障害者等又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) ピアカウンセリングに関すること。
- (5) 権利の擁護のために必要な援助に関すること。
- (6) 専門機関の紹介に関すること。

(特別相談支援事業)

第6条 特別相談支援事業は、前条の相談支援事業を円滑に実施するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 専門的な知識を必要とする困難なケース等への対応
- (2) 第9条に規定する大田原市地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関すること。
- (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関すること。

(住宅入居等支援事業)

第7条 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等のうち知的障害者又は精神障害者(共同生活援助を利用する者を除く。)に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関すること。

(2) 障害者等の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援並びに関係機関との連絡及び調整等に関すること。

(相談体制)

第8条 相談の方法については、この事業を行う事業所(以下「事業所」という。)への来所によるもののほか、相談者が相談しやすいよう、訪問や電話等の方法により実施するものとする。

2 夜間等の相談に対応するために必要な関係機関等への連絡方法及び緊急時の対応等を関係機関と協議の上、運営体制を整備するものとする。

(地域自立支援協議会)

第9条 事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関する連携体制を構築するため、大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)第2条の規定に基づき、中核的な役割を果たし、及び定期的に協議を行う組織として設置された大田原市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営については、次条から第15条までに定めるところによる。

(協議会の所掌事務)

第10条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 相談支援事業者の運営評価に関すること。

(2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(5) 特別相談支援事業及び栃木県相談支援体制整備事業の活用に関すること。

(6) 障害者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務

(協議会の組織)

第11条 協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等20人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、保健医療機関、教育機関、雇用関係機関、企業の代表者等の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第14条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第15条 協議会及び部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(遵守事項)

第16条 事業者は、障害者等に対して適切な相談業務ができるよう事業所ごとに従業者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかなければならぬ。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、従業者、会計及び利用者の相談に関する諸記録を整備し、相談業務に従事した日から5年間保存しなければならぬ。

4 事業者及び従業者は、職務上知り得た障害者等及びその家族等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年2月29日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日告示第162号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日告示第22号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月28日告示第32号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年5月31日告示第99号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。